

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨における 石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金のご案内

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の影響を受けた石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品製造者等の事業再開を支援するため、当該伝統的工芸品製造に必要となる窯、ろくろ、道具等の購入・修繕、原材料の確保及び試作・製作に係る経費を補助します。

補助対象者

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により石川県内で被災し、生産設備等が当該災害により被害を受けた、

- (1)石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者
- (2)石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者等のグループ及び製造協同組合等

補助対象経費

石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品の製造を再開するために必要な、

- (1)設備・機器(窯、ろくろ、道具等)などの購入費及び修繕費
- (2)原材料の購入費及び型等の試作・製作費

補助額

上限**1,000万円** ※下限なし
(補助率**3/4**以内)

公募スケジュール <第6次募集>

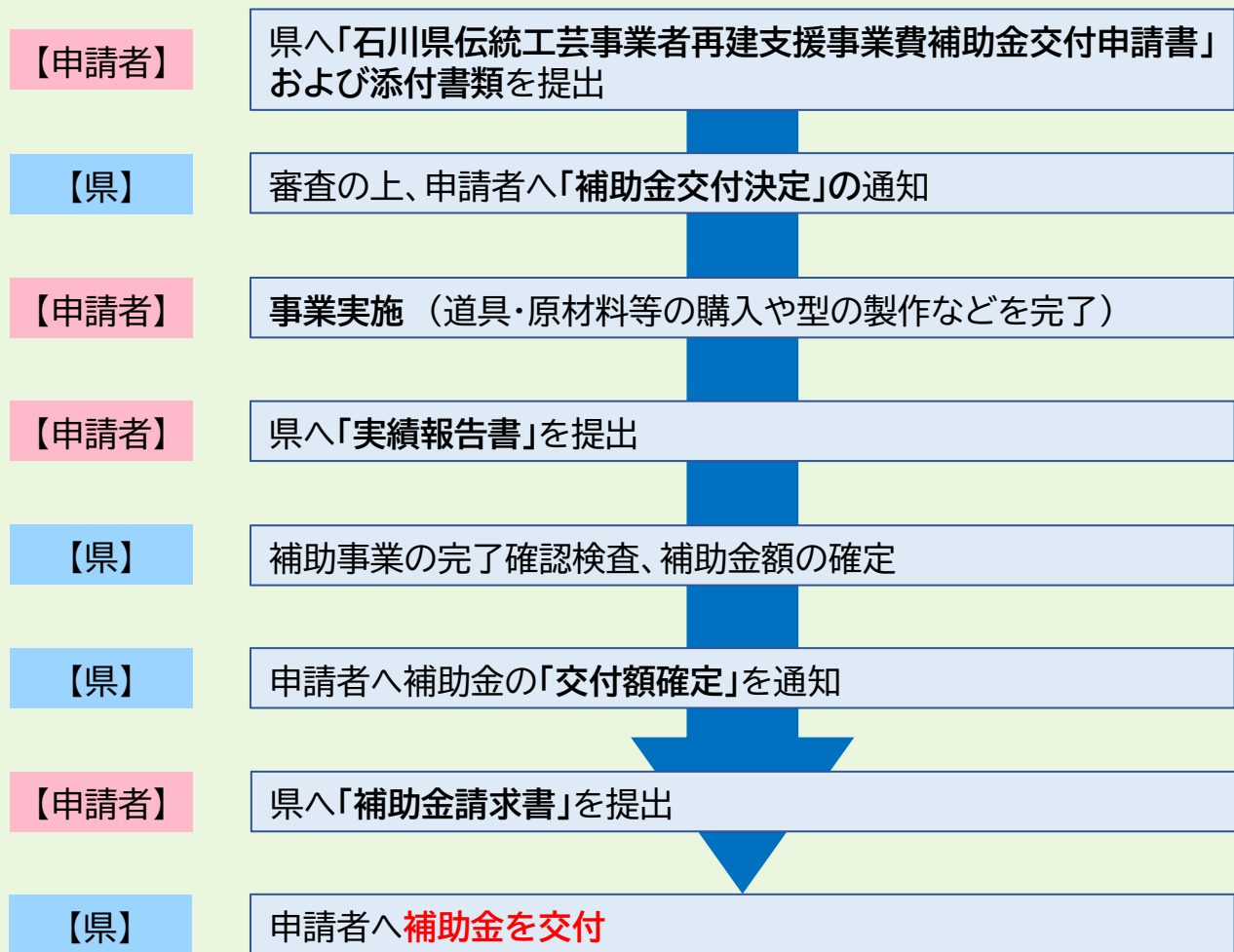
令和7年10月10日(金)～令和7年11月28日(金)

- 申請は、石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室で受付します。
詳細や申請様式に関しては、石川県のホームページに掲載いたしております。
- 公募要領に記載されている要件や留意事項をよくご確認の上、持参・郵送または電子メールにてお申込ください。
- 申請後、審査の上、予算の範囲内で補助金額等を決定します。

留意事項

- 対象経費に消費税分は含みません。
- 購入する原材料は被災前1年間ににおける使用量に相当する量を限度とし、
購入した原材料や道具等は、受払簿などで購入・使用・在庫の数量について日付を明記の
うえ管理していただきます。
- 収支の事実の確認のため、支払方法は銀行等の預金口座への振込とし、原則として
現金決済は認められません。
- 補助金の支払いは、事業実施期間終了後、精算払(後払い)となります。

公募～補助金交付までの手続きイメージ



申請様式に関しましては、石川県のホームページに掲載しています。
本公募に関してご不明な点等ございましたら、石川県商工労働部経営支援課伝統産業
振興室までお問合せください。

お問合せ先

石川県 商工労働部 経営支援課 伝統産業振興室
TEL:076-225-1526